

主なバイオマス利活用施設の設置数

区分	施設の設置数		
	総合戦略策定前	総合戦略策定当時	総合戦略策定後
木質ペレット製造施設	3(98)	10(03)	63(08)
木質ボイラ施設	174(99)	300(02)	615(08)
木質バイオマス発電施設	12(99)	26(02)	144(08)
下水汚泥発電施設	22(00)	23(03)	37(06)
一般廃棄物発電施設	201(98)	263(02)	293(06)
バイオエタノール製造施設	0(98)	0(03)	7(08)
(参考)家畜排せつ物メタン発酵施設	-	-	67(05) 73(07)

(注)1 農林水産省、国土交通省および環境省の資料によって総務省が作成
2 カッコ内は調査時点の年度
3 総合戦略は「バイオマス・ニッポン総合戦略」(02年12月27日閣議決定)の略



バイオマスの活用例として、木質バイオマス発電がある。製材業者が処理に困った樹皮や、木材間伐材などを燃料にしてボイラーを燃焼させ、蒸気タービンを回して発電する。また、木材からガスを抽出し、ガストーピングで発電する方式もある。同方式ではガスを取り出して残った木材を土壤改良材として二次利用できる。

官民一体で自然エネ20%超へ

バイオマスは再生可能エネルギーの一つで、国が定める一定の期間について、国が義務付けていることを義務付けている。早ければ12年度の施行が予想されている。

この法案は再生可能エネルギーの影響がないバイオマスを用いて発電された電気について、国が定める一定の期間

エネルギー電気の調達に関する特

別措置法案だ。

この法案は再生可能エネルギーの力で電気事業者に買い取ることを義務付けている。

この法案では買い取り対象は①太陽光②小型の風力発電を含む風力③3万キロワット未満の中小水力④地熱⑤紙パルプなどの既存産業に影響がないバイオマスを入れて、再生可能エネルギーの位置付けを高めようとしている。菅直人首相は11年5月の

経済協力開発機構(OECD)は、再生可能エネルギーの利用拡大の力がとなるのが、現在の通常国会に提出されている法案について、国が定める一定の期間について、国が定める一定の期間

を義務付けている。

この法案は再生可能エネルギーの影響がないバイオマスを用いて発電された電気について、国が定める一定の期間

エネルギー電気の調達に関する特

別措置法案だ。

この法案は再生可能エネルギーの影響がないバイオマスを用いて発電された電気について、国が定める一定の期間

エネルギー電気の調達に関する特

別措置法案だ。